

平成28年3月15日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会議名 総務文教委員会
- 2 日時 平成28年3月15日(火) 13時30分開会
14時30分閉会
- 3 場所 第2委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也
- 6 参考人 川内原発30キロ圏住民ネットワーク／阿久根
富永 澄子 君
- 7 補助人 高木 章次 君
- 8 傍聴者 6名
- 9 会議に付した事件
 - ・陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情
 - ・陳情第4号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情書
 - ・意見書第1号 九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書
- 9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

大田重男委員長

ただいまから総務文教委員会を開会します。本日は、先の委員会で一時中止となっております、陳情第3号、陳情第4号、意見書第1号について審査を行います。

これより審査に入りますが、本日は先の委員会で決定しました、陳情第3号及び第4号について富永澄子さんを参考人として呼び出して、意見をお聞きいたしますので、よろしくお願ひいたします。

ここでお諮りいたします。出席を求めた参考人から補助者を同席させ、委員からの質疑内容によっては、補助者に答弁させたいとの申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、補助者の同席を許可することといたします。それでは、それぞれの参考人の意見を聞いてから、質疑を行いますのでよろしくお願ひします。

それでは、参考人の出席をお願ひします。

(参考人、補助者入室)

大田重男委員長

それでは、参考人の富永澄子さん、補助者の高木章次さんに出席いただきました。

本日はお忙しいところ、本委員会の審査のためご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げます。今回、陳情者の意見等をお伺いし、審査の参考としたいため、本日本日お越しいただいたものです。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、陳情第3号及び陳情第4号の陳情趣旨について、参考人から説明をお願ひいたします。

富永参考人

では、陳情の趣旨を申し上げます。九州電力は昨年12月17日に、ことしの3月までに完成させるとしていた、川内原発重要棟建設の撤回を前提とする設置変更申請を原子力規制委員会へ提出しました。しかし、県民に対する説明会もありません。現在ある代替緊急時対策所の緊急という文字を取り、となりに耐震支援棟を建設するという計画です。規制委員会は現在、審査に入っていますが、免震重要棟建設撤回の方針は福島原発事故の教訓をふみにじることです。免震重要棟建設は川内原発30キロ圏住民、鹿児島県民への約束だったはずですが、そもそも免震重要棟の完成なしに再稼働に入ってしまったことが問題です、が陳情の趣旨です。

大田重男委員長

ありがとうございました。それでは、ただいま説明いただきました陳情第3号及び陳情第4号について、参考人に対する質疑に入ります。ここで、参考人にお知らせいたします。参考人は委員からの質疑にお答えいただきますが、参考人から委員に質疑はできませんので、あらかじめご了承願ひします。なお、補助人は参考人の補助人であり、委員は参考人に対してのみ、質問を行います。参考人が補助者へ発言させる場合は、委員長に対して、参考人が補助者から答弁させる旨の発言をお願ひいたします。

それでは、各委員から質疑がありましたらお願ひいたします。

濱田洋一委員

陳情者の富永様におかれましては、お忙しい中、私どもに説明をいただきありがとうございます。陳情第3号、第4号ということで、陳情の趣旨のほうを御説明いただきましたが、この陳情第4号につきまして、地方自治法第99条によって、地方議会は国又は官公庁に意見書を提出することができるということが認められているんですけど、第4号の2枚目でご

ざいますが、九州電力に対するということでございますけれども、どのような考えをお持ちでありますでしょうかお伺いいたします。

富永参考人

すいません、九電に何を言いたいかですか。

[「委員長を通してもうちょっとゆっくり」と発言するものあり]

濱田洋一委員

陳情書の第4号のですね、2枚目なんですけど、意見書案ということで、九州電力に対する意見書の提出ということで記載されておりますが、地方自治法第99条ということによってはですね、地方議会は国又は官公庁に意見書を提出することは認められております。しかしながら一般企業に対しての意見書は認められていないということでもあります。そのために、この陳情第4号につきましては、九州電力に対してということに記載されておりますけれども、どのような考えをお持ちでしょうかということでございます。

[「ちょっと休憩を入れて」と発言する者あり]

大田重男委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 13:38~13:39)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

富永参考人

すいません、私は、そこは知らなかったんですけども、正直言って、でも、知事と、鹿児島県知事と九電に対して言わないで、ほかの誰に言っているのか、一般市民はそんなにあなたたちみたいに詳しくないんです。だから、まずそれをお願いする。だって、九電が建てると言ったのを建てない、それは普通の建物を建てるのとは違って、皆の命に関わることから、結局、知事も何も言わない、で、九電は逃げたような形になる、で、それをどこにお願いしたらいいのか私なんかはわからないんですよ。で、それをわかって、言ったのか、だからわかってても、わかってなくてもたぶん言うと思うんです。一般市民だったら、あなたたちは勉強してるから、そこら辺はわかると思いますけど、私たちはわからないんですよ。一般企業には言ったらだめ、その官公庁は言ったらいいいというのはわからないです。だったらそれを阿久根市の議会で取り上げて、それをどういうふうにしようかというふうに持っていくのが本当じゃないかなと私は思います。だから、その質問に対して濱田さんの、期待に添えるような答えはできないんですけども、ただ、言わば九電が、起こした問題のようなものだから、建てると言ったのに建てない、それをはっきり言わなかった。それに対しての一般市民のどうしてですかという質問と、建ててくださいというお願いなんですよ。

濱田洋一委員

地方自治法ということですね、関係する官公庁又は国に対しての意見書の提出はできるということで定められているんですけども、今、富永さんからありましたように、市民の意見をやはり九電側にも意見書として提出したいという意向は私自身も理解できます。ただ、一般企業に対して意見書を出すということは、認められていないということが、地方自治法ですね、決められているという現状がありますので、そうした場合に、どういうふうな形を望まれているんでしょうかということの質問だったんです、すみません。

木下孝行委員

今の参考人の質問に答えるという意味で、3号で、この3号のほうですね、これで関係機関に出してですね、その関係機関の担当の所管する国の相手先が九州電力にこの意見書を元に指導はするとつながっていくんですよ。そういう意味で3号1本でも内容はほとんど一緒で手続きが直接我々から九電にはできないけども、その我々が意見書の中身をもし仮に採

択した時には、そのまま関係省庁から九電に行くというその流れはできるんですよ。

富永参考人

わかりました、それは、その知事も一緒というか、九電に対してだけ。

[「休憩にする」と呼ぶ者あり]

大田重男委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 13:43～13:46)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

竹原恵美委員

陳情者にお尋ねいたします。この第4号のほうは、議会としては九電に出すことはできませんが、阿久根市議会として九電に物申したい、意思表示をしたいという意味で表決を求められますか、それともこの陳情書自体の行先がないのが現実なので、これはもう取り下げと同じ、または議会のほうが議決して、行先がないことを取り下げる、議会のほうも下げるということを容認されますか。そういうお考えはありますか。

富永参考人

はい、表決を求めたいです。

木下孝行委員

参考人は本日お忙しい中、当委員会においでいただき誠にありがとうございます。ちょっとそれでは質問をいたします。陳情者である参考人の考え方を確認したいために質問をさせていただきます。陳情者のグループ団体名ということで、川内原発30キロ圏住民ネットワーク阿久根ということでございます。再稼働に対して、1号機、2号機含めてですね、陳情者は反対の考えであったのか、賛成の考えであったのかをまず確認させてください。

富永参考人

もちろん反対です。

木下孝行委員

今後、規制委員会が九州電力と協議を重ね、合意をし結論が出た時はその結果に納得ができると思ってますか、納得するというような考えをお持ちですか。

富永参考人

協議をした結果。

木下孝行委員

協議をして、規制庁と規制委員会と九州電力が今後協議、いろいろと安全をふまえながら協議をしていきますね、そうした中で結論が出た時に、どちらであっても、仮にどちらであってもそれに納得するお気持ちはありますか。免震重要棟でなければ私はもう反対するんだよとか、納得はしませんよとか。今九電が再申請している形のやつと、本来つくるはずだった免震重要棟、これがどちらになってもいいですよというのか、いやもう免震重要棟でなければ私は絶対認めないんですよというのかどちらですか。

富永参考人

免震棟でなければ、建てる意味がないです。全然違う、ユーチューブで見られたらわかると思うんですけど、もう全然違います。どうせ建てるんだったら、今の自分たちはいいですよ、将来の子孫のためにもきちんとしたものをつくってほしいです。皆の反対の中で、動かしただけだから、それぐらいはちゃんと責任を取ってもらわないと、というのが。

木下孝行委員

もう1つですね、これは私の個人的な考えなんですけども、東北地方、いわゆる福島原発が起きたその地域の地理的關係、地理的状況、いろんな全てを含めた状況と、この川内沖、

いわゆる西海岸ですね、九州の、状況、地理的なものは全て全く一緒じゃないと私は思ってるわけですね。そういったことを踏まえた時に、福島と同じような状況がこの西海岸、九州の私どものこの海の中では、この地域の中では私はああいうのは過去の歴史を見てきても、なかなかああいう大きな地震、津波は私は起きることは非常に少ないというか、そういうような思いがあるんですけども、その辺の考えはどう認識しておられますか。

富永参考人

自然のそういう災害で、人間のちっぽけなその想像というのは問題外です。だって、福島がああなるって誰が思ったんですかね、あれも人工的だとか、自然だとかいろいろ言われていますけど、でも福島よりも、川内の爆発は日本全部だめになりますよ。全部上がっていきますから、そしてこの阿久根とか、出水とかそういうレベルじゃないです。向こうよりももっとひどいことになります。そして、未曾有のああいう災害を見てもまだそういうふうに言われるのか私はすごく不思議なんですけど、想定外、それが起こるのがもうあたり前なんです。そして自分たちはいいですよ、さっきも言いましたけど、子供たちに負の財産は残したくないです。少しでも安全を残したいので、危険なものを動かすんだったらそれに対してのちゃんとした設備は整えてもらわないとというのがやっぱり子供を持つ親としては皆思うと思います。でも、そういう意見が、議会上がらないし、そしてそれをまたむげに上げない、これ私が議員でもなければ何にも言えないということです。知事も何も言わない。どうにか守っていきたいものがあるのに、それに利権がからんだりとか、私利私欲がからんだりとかそういうのばかりで、何か言うとそれはだめ、あれはだめじゃなくて、もっと基本的なものをちゃんとしましよよと言ってるだけです。

木下孝行委員

その立地的、福島と、ま東北ですね、この川内を含めた地域の立地的なものは私はだいぶ違うと思うんですけども、そこは参考人はどう思ってますかということで、想定外のことが起こるといのはよくわかっておりますけれども、その立地としての参考人の認識はどうなんですかということです。

富永参考人

その立地が何の問題があるのかなと思うんですよ。爆発すれば全部ペアに。

[木下孝行委員「私の質問に答えてもらえないですかね」と発言あり]

富永参考人

その立地的なものの違いですかを聞かれない。どう聞かれないんですか。

[木下孝行委員「同じだと思ふのか、全く同じ状況と思つてらっしゃるのか」と発言あり]

全然違うと思います。

[木下孝行委員「はい、もういいです」と発言あり]

濱之上大成委員

先ほど、免震重要棟は非常にあれだということなんですけど、私も全然わからんもんですから、耐震がいいのか、免震がいいのか。この免震をしようとした計画の中で、5基が耐震にするかを迷って、変更しているところもあるんですけど、御存知ですか。免震重要棟をつくるつむりの計画をしたのを、耐震に切り替えようとしていることを御存知ですか。

富永参考人

詳しくは知らないんです、私も正直言って、でも免震と耐震の違いを知れば、もう絶対免震にしないと、建てる意味がないんですよ。

濱之上大成委員

そこで、あなたにお伺いしたいんですが、私も免震がいいのか、耐震がいいのか正直言ってわかっておりません。しかし、現状の現場がですね、今九電もそういうようなことをした。その状況の中で、免震重要棟をするという約束の中では、おかしいことやっていることはわかっています。しかし、現実には、耐震のほうがいいんじゃないかと迷い出している10基あるんですけども、このことがなぜこういうことになったのか、御存知ですか。

富永参考人

理由ですか、変わった理由。免震を建てようとしたのが。

濱之上大成委員

もう一度申し上げます。免震重要棟をしないで、耐震に計画を変更した理由はなぜかご存じですか。

富永参考人

私が聞きたいです、それは。

大田重男委員長

今、参考人にお伺いしてるんですよ。

富永参考人

なぜ、それを耐震に変えたのか。

[「情報はありますか」と発言する者あり]

情報はないんです。私は逆にそれを知りたいんですけど、だって免震と耐震、免震のほうが絶対いいとわかっているのにどうして変えるのかなと不思議なところです。

濱之上大成委員

だから、免震重要棟のなぜいいのかをどういう意味が、どこがいいんですか。

富永参考人

もう一番簡単なのはユーチューブで見てもらうのが一番、その実験をちゃんとしてありますので、それを見てもらうしか。

[「その媒体でなく、直接本人から聞きたいんです」と発言する者あり]

もともとのつくりが違うでしょ、免震は建物の下のほうに揺れを直接建物に響かせないようにつくるものであって、耐震はその揺れに対する耐えられる強度ですけど、実際同じ震度、マグニチュードになった時に、全然違うんですよ、だからそれをもう見た時に、どうしてもやっぱり免震重要棟を建ててほしいとこれはもう一般の人の考えですよ。その詳しくもないし、専門家でもないの。

濱之上大成委員

発言途中で申し訳ないです。私が申し上げているのは、私個人も免震重要棟が本当に耐震よりもいいんだというその僕なんかわからないから聞いただけでありまして、あなたに。今おっしゃった答弁を聞くとわかっていないような気がしますので、私どもははっきりいって免震重要棟は必ずしも本当にいいんだという、これだけの確固たるその説明を聞かん限り、判断ができかねているので、お聞きしたんですよ。委員長結構です。

大田重男委員長

参考人、免震棟はですね新規制基準では必須ではないんですよね。

[富永参考人「はい」と答える]

これはわかりますよね。この前も新聞に書いてありましたけど、免震の場合、下部組織のゴムですか、あれで震度を吸収すると、耐震のほうは骨組みを耐震に変えるような建物にする。

[「委員長、あなたが説明しなくても」と発言する者あり]

竹原恵美委員

今話題になっているのはどうもその耐震の強度、能力とその安全性の話を問われているんですが、何か資料というか、説明いただけたら説明くださいませんか。

富永参考人

補助人をお願いしていいですか。

高木補助者

それでは、補助人の高木です。免震なのか耐震なのかという、どっちがいいのかということなんですが、既に結論は出ているんですよ。これはあの免震構造の審査手引きの提案というタイトルのものがあります。つくったのはJNES、独立行政法人原子力安全基盤機構と

いうところですよ。これに基づいて、規制委員会、規制庁は審査しております。これにどう書かれているかというところで、30年以上の有用な研究実績や、施工実績があり、成熟した技術と認知されているとこれが免震技術であるというふうに最初に書かれています。そして、これに基づいてですね、免震重要棟がこれからもどんどんつくられるだろうということで、審査をしますということですね。ここにですね、新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原発が地震に襲われたわけですね、この時に、結局免震構造の対策室ではありませんでしたので、対策室のドアがゆがんで開けず中に入れないと、全く対策ができなかった、施設の中では、どうなったかという、駐車場で対策所を開いてやるしかなかったわけですね、たまたま放射能がわずかしこ漏れなかった、なんとかそれでおさまったわけですよ。ただ、ホットラインも通じない状態だったので、新潟県の泉田知事がつくってくれと、東電に要求し、柏崎刈羽に最初つくり、その次に福島原発につくり、それが8か月前に完成したがゆえになんとか対応が可能であったということですね、一番の違いは、ここにですね、震度7の場合ですね、耐震と免震の違いですけれども、耐震の場合は、はわないと動くことができません、震度7の場合。免震の場合は物につかまらなないと歩くことが難しいなど行動に支障を感じますと、明らかな違いがあるんです。単に、建物が壊れなきゃいいということではなくて、中できちんと仕事ができるかどうかということなわけですよ。ですから、九電さんがどういうことをまた報告されるのかわかりませんが、建物が壊れなくても、中できちんとスタッフが仕事ができるかどうかということが極めて重要な観点なので、そこは九電は説明できないと思います。で、実は原発の推進側、これつくってるのは、原発推進側の技術者集団なんですよ、今後の原発についても、原発そのものですよ、原子炉建屋そのものを免震構造がいいということろまで提案しているんです、耐震ではなくて、この世の中は、もう免震構造にどんどん変わっていくんです。で、六本木ヒルズも免震なんですよ、総理官邸も免震なんですよ。

濱之上大成委員

やっとなんて質問できるんですがね、今おっしゃったのは、おおよそその程度わかるんですよ。ただ、問題は、規制委員会と、今は九電ですね、何でこんなふうに時間かかっているのか、現実たとえば東京電力の柏崎なんかでも、免震から耐震を加えてまたつくり変えようとしていますよね、私たちはそこがわからないんですよ。言ってることわかりますか。免震重要棟しなさいと言われてるにもかかわらず、これだけの26基のうち10基がですよ、これに加えて耐震もつくと、今おっしゃったように、（聴取不能）中は揺れている、免震だと、動きますよね、きれいに、壊れないわけですから、その程度僕なんかもわかるんですけども、たまたま、その26基のうち10基がこのように免震重要棟とともに耐震も加えてつくりたいとか、なぜこうなっているのかが私にはわからなくて、とりあえず難しいからということですね、聞いた次第であります。で、あなたがおっしゃったことはおおよそわかっています。わかりました、いい勉強になりました、ありがとうございます、以上です。

大田重男委員長

ほかに御意見ありませんか。

竹原恵美委員

今ちょっと情報をくださったんですけど、もう少し教えてください。参考人に情報として、私その冊子を見てないんですけど、もう少し詳しく教えていただけないですか。

富永参考人

補助人に説明させます。

高木補助者

そのなんで耐震のほうに変えたいかという理由については、九電はほとんど説明できない状態なんですよ、そのたとえば工期が早くなるのかと聞いても、九電は返事ができない。耐震構造にした場合に、何年の何月に完成できますよということも言えないと。で、経済的な問題も言えないと、これは2月10日に薩摩川内市の原子力特別委員会に九電が呼ばれて、一体経済性の違いはどうなんだということになりましたが、九電は返事ができませんでした。

そういう状態なんです。想像するに、要するに建設コストが安いのかなという気はしますが、本当のことはわかりません。あの免震だから、高いんだということ言う人もいれば、いやきちんと免震にすれば、安いんだという評価をする人もいます。ですから、それは具体的に、ちゃんと設計図があって、それに対しての建設費用というものを提示してもらえれば明確になるとは思いますけども、比べられない状態なんですよ。もう1つは、今ですね、規制庁での審査は完全にストップしています。新たに九電からこういうふうにしたいというふうなきちんとした報告書が出ない限りは、規制庁は何の審査も入れません。基本的には免震重要棟づくりなさいということですから、ですから、今完全に宙ぶらりんな状態です。なので、本当に九電は、説明不足です。本来、それですね、実は本来、敷地造成工事は平成25年の9月からスタートして、この前県議会ですら原子力安全対策課の人が回答しましたが、2014年の6月で終わっているんです。敷地造成工事は、それから一切九電は工事をしていないんです。何で工事を開始しなかったのかはわかりませんが、そういうのが九州電力がやっていることです。本来であればその段階で、耐震にするとか、免震にいや、耐震にしたいんだけどもどうかとかね、その段階で言えばよかったと思いますが、何も言わず、免震重要棟つくりますとまんま規制基準適合性審査にパスをするということになったわけです。

竹原恵美委員

1月の南日本新聞の中で、ちょっと言葉に引っかかりがあったんですけど、規制委員からは申請を一度取り下げ、安全性向上に自信のある内容のものを再提出してほしいということで、今情報が終わってたんですが、止まっている、それは申請が出なければ止まっている。こんだけ時間を延ばされているというのもちょっと理解ができたように思います。了解です。

渡辺久治委員

私は、前九電がこの問題について捉えた時に、決して経済性のことは無関係ではないということ言ったのを覚えています。それが一番大きな理由ではないかなというふうに思っております。それに便乗してほかの原発もそれに便乗して、そのことで免震と耐震をないがしろにしているのかなというふうに思っておりますが、いかがお考えでしょうか、参考人は。

富永参考人

私もそう思います。

大田重男委員長

ほかに意見ありませんか。

濱田洋一委員

参考人の方と、補助者の方がいろいろ免震について、耐震について違い等のいろんな御説明をいただきました。私個人的な考えですけれども、安全性の確保、担保されることが一番重要だと思っております。そういった中で、現在鹿児島県知事のほうから、話が出ている中で、どちらがより安全性が確保できるのか、両方ということですが、原子力規制委員会と九電と徹底的に協議をしてほしいということで県のほうからは報道等されておりますけれども、このことについて、規制委員会が、たとえば免震をつくりなさいよ、変更した耐震でいいですよという最終的な結論を出された時に、参考人はどういうふうに思われますか。

富永参考人

やはり免震に変えていただくように、お願いすると思うんです。

濱田洋一委員

たとえば、我々というのは、その安全性の担保という部分では、素人と言いますか、勉強不足なところもあります。ただし、規制委員会というところは、いろんな専門的見地を持たれた方々がいらっしやって、再稼働に対しても新基準ですね、ゴーサインを出されたんですけれども、たとえばですけれども、免震ではなくて、代替支援棟、耐震棟で安全性を担保されるよということで、そちらのほうに対するゴーサインが出た場合、我々先ほど言いましたけれども、素人ですので、そこら辺の具体的な詳しい安全性がどこがどういう形での安全性を保たれるのかというのは、参考人も冒頭おっしゃられたように、私自身もそう思ってい

ます。子や孫の世代にですね、負の遺産を残してはいけないというふうには思っています。しかしながら、今の現状と言うのは協議をしてくださいと、県のほうも言っておりますので、その中で規制委員会のほうが、いずれか判断されると思いますけれども、専門的な見地から見た中で、規制委員会が、こちらでつくってくださいよと出されたことに対してはどう思いますかということをお伺いしたんですけれども、それでも免震棟でなければだめということでもありますでしょうか。

富永参考人

はい、そうです。免震棟をつくっていただきたいんです。

大田重男委員長

ほかに意見ありませんか。

[「委員長休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

休憩いたします。

(休憩 14:13～14:16)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

[「意見書今見てわかるのかな」と発言する者あり]

[「委員長ちょっと休憩を」と発言する者あり]

休憩します。

(休憩 14:16～14:24)

大田重男委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

渡辺久治委員

富永参考人の出された、陳情第3号、4号に関しては、私が賛同している意見書第1号にまとめていただきたいと考えておりますが、何か付け足してもらいたい意見とかありましたらお願いします。

富永参考人

これで、結構です。付け足すものはありません。

大田重男委員長

ほかに意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、陳情第3号及び陳情第4号についての審査を一時中止し、参考人に対する意見聴取を終わります。

それでは、ここで委員会を代表してお礼を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきありがとうございます。本日、お聞きいたしました意見は審査に有効に活用させていただきますので、なにとぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(参考人、補助者退席)

(休憩 14:25～14:34)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

参考人への意見聴取が終了いたしました。ここで、陳情第3号、陳情第4号、及び意見書第1号までの3件を一括議題とし、本3件の取り扱いについて委員の意見を伺います。

濱之上大成委員

私としては、個人的になんですが、3号、4号、陳情のですね、それに付随した意見書1号、もうちょっと時間をいただいて議論していきたいなと思っておりますがいかがでしょう。

西田数市委員

私も、継続審査でいいと思います。私もまだどっちがいいのか、より安全なほうがいいと思いますので、九電に行って調査をしたいと思いますので。

渡辺久治委員

私は、この場で表決していただいて、1号を採決してもらいたんですけれども、原発を見て意見も聞きたいという意見もありますので、その継続とすることにやぶさかではありません。以上です。

大田重男委員長

今、継続審査、その中で九州電力川内原子力発電所の現地視察を求める意見がありました。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、九州電力川内原子力発電所について現地視察を行うことにいたしました。

[濱之上大成委員「委員長その前にこれをどうするかを決めるんじゃないんですか」と発言あり]

[「それは後から」と発言する者あり]

[濱之上大成委員「了解」と発言あり]

次に、委員からこの現地視察について、産業厚生委員会委員の方にもとの声がありました。これについては、議員派遣の手続きもありますので、委員長から議長に申し出て、その結果により対応したいと思います。

[「委員長休憩を」と呼ぶ者あり]

では、休憩いたします。

(休憩 14:37～14:37)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております、陳情第3号、第4号及び意見書第1号の3件については、九州電力川内原子力発電所の現地視察等を含め、さらに慎重審査を行うため、議長あて継続審査の申し出を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、本陳情は議長あて、継続審査の申し出を行うことに決定しました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

竹原恵美委員

九電のほうに行くということを確認したわけですけど、その時に揃えてほしい、九電に対応してほしい資料を準備をお願いしたい部分があるんですが。

以前、もう新しい申請も出来上がるという話でありますけれども、どういう状況でつくるのか、もともと免震として、一度は規制が許可した内容と、今回、つくろうと思っている、許可は出ていない、思っているところの絵なり、その説明ができるものの資料を請求したいと思います。

大田重男委員長

わかりました。

〔「委員長休憩を」と呼ぶ者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 14:39～14:40)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、よってただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任されました。

次に、議会だより原稿の提出については委員長に一任願いたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議会だより原稿の提出については委員長に一任されました。

以上で、本委員会に付託された案件はすべて議了いたしました。以上で総務文教委員会を閉会いたします。

(閉 会 14時41分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男